

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

実施方針変更箇所一覧

平成 16 年 7 月

益田地区広域市町村圏事務組合

頁	項目	変更前	変更後	備考
用語の定義	【管理区域】	本事業を実施する用地	本事業を実施する用地の <u>範囲</u>	変更
	【副生成物】		本施設で一般廃棄物の処理を実施することにより生じる溶融スラグ、 金属類、焼却灰、飛灰及び炭化物	追加
	【副生成物等】		副生成物及び処理不適物	追加
	【事業提案書】	参加資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書	応募者が入札説明書等に基づき作成し、 <u>第一次審査及び第二次審査において期限内に提出する</u> 書類及び図書	変更
	【応募グループ】	本事業に複数の民間事業者で組成されたグループで応募するもの	本事業に <u>応募するため</u> 複数の民間事業者で組成される <u>法人格のない共同企業体</u>	変更
	【構成員】	応募者のうちSPCに出資を行う民間事業者で、SPCと直接業務契約を締結する予定のもの	本事業の業務を実施する民間事業者で、SPCに出資を行う <u>予定のもの</u>	変更
	【協力事業者】	応募グループを組成する民間事業者のうち構成員以外の民間事業者で、SPCと直接業務契約を締結する予定のもの	構成員以外の民間事業者で選定事業者から直接本事業の業務を受託し 又は請け負うもの	変更
	【広域組合委託先企業】		本施設で生成された副生成物を選定事業者が有価で売却することができない場合に、 <u>応募者の提案に基づき広域組合から当該副生成物の処理又は運搬の委託を受けるもの</u>	追加
	【SPC】	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される特別目的会社		削除
	【落札者】	審査委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定するものとして広域組合が決定した応募者		削除
	【選定事業者】		本事業の実施のみを目的として落札者により設立される特別目的会社 (SPC)	追加
	【建築物等】		本施設の建築物、建築設備及び外構施設の総称	追加
	【有効利用】		本施設より生じる副生成物を原材料又は燃料として再利用すること	追加
	【処理対象物】		本施設で処理を行なう収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラ ザ残渣及び汚泥等の総称	追加
【持込可燃ごみ】	広域組合構成市町村の住民、民間業者及び収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ	広域組合構成市町村の住民、民間事業者及び <u>これらのものから委託を受けた</u> 収集運搬許可業者が搬入する可燃ごみ	変更	

頁	項目	変更前	変更後	備考
1	第1	本事業の背景等	事業の背景等	変更
1	第1	本事業の実施にあたっては、…	<u>益田広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、…</u>	変更
3	第1 3		<u>（4）変更前実施方針公表時（平成16年3月1日）の処理方式について</u> <u>広域組合は前述の経緯を踏まえて以下の3方式を本事業の採用可能処理方式として平成16年3月1日に実施方針を公表した。</u> <u>シャフト炉式ガス化溶融方式</u> <u>流動床式ガス化溶融方式</u> <u>ストーカ+灰溶融方式</u>	追加
3	第1 3		<u>（5）「流動床式炭化炉方式」の追加</u> <u>本事業をPFI事業として実施することが決定したため、民間事業者のノウハウを活用し同方式の副生成物である炭化物の受入れ先を確保できる可能性が生じた。そのため同方式を本事業における採用可能処理方式として追加することとした。</u>	追加
3	第1 3		<u>（6）「ストーカ+セメント原料化方式」の追加</u> <u>従来よりごみ焼却施設を新設する場合は原則として焼却灰及び飛灰のリサイクル・減容化を図るための溶融固化設備を有していることが国庫補助の要件とされていた。しかし環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課による「ごみ焼却施設の新設時における灰溶融設備の設置について」（平成15年12月16日付事務連絡）において、例外的に「焼却灰をセメントや各種土木材料等として再生利用する場合」は溶融固化設備を設置することなく国庫補助金の対象となり得ることとなった。</u> <u>また、本事業をPFI事業として実施することにより、民間事業者</u>	追加

頁	項目	変更前	変更後	備考
			<p><u>のノウハウを活用して同方式の副生成物である焼却灰・飛灰の受け入れ先を確保できる可能性が生じた。</u></p> <p><u>こうしたことから、広域組合は同方式を本事業における採用可能処理方式として追加することとした。</u></p>	
3	第1 3		<p><u>(7)追加2方式の特例的位置付けについて</u></p> <p><u>広域組合は本事業の実施により生じる副生成物については選定事業者が可能な限り有効利用し、有効利用できない副生成物については最終処分場の延命化に資するよう減容化されていることが望ましいと考えている。そのため、広域組合は副生成物の溶融スラグ化を原則とし、追加2方式はそれぞれ「ストーカ+灰溶融方式」及び「流動床式ガス化溶融方式」の特例的な位置付けとして取り扱うこととした。</u></p> <p><u>従って追加2方式を採用した場合で、選定事業者が副生成物の受け入れ先を確保できない事態が見込まれた場合は、原則に立ち返り選定事業者が溶融施設を追加整備し運営を行うものとする。</u></p>	追加
4	第2 1 (3)	<p>…本事業を実施する民間事業者が一般廃棄物処理施設を整備し運営を行うものである。民間事業者が施設整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政縮減、最新技術の投入による循環型社会への貢献、斬新で…</p>	<p>…本事業を実施する民間事業者が一般廃棄物処理施設(以下「<u>本施設</u>という。))を整備し運営を行うものである。民間事業者が施設整備及び運営を一体的・長期的に行うことにより、広域組合構成市町村の財政負担縮減、最新技術の導入による循環型社会への貢献、斬新で…</p>	変更
4	第2 1 (3)	<p>…本施設の運営に伴って発生する副生成物の金属類及び溶融スラグをできる限り有効利用し、資源循環と…</p>	<p>…本施設の運営に伴って発生する副生成物をできる限り有効利用し、資源循環と…</p>	変更
5	第2 1 (3)	<p>…管理区域に多くの緑地を配置した施設の整備及び運営を行うこととする。</p>		削除
5	第2 1 (5)	<p><u>本事業の事業期間は以下のとおりを予定しているが、本施設の早期運営開始を目指しているため、民間事業者は整備期間の短縮及び運営開始日に努めるものとする。</u></p> <p>整備期間 約3年間 運営期間 15年間(施設の運営開始日から起算する)</p>	<p><u>本施設の運営期間は平成19年度中の選定事業者の提案による日から運営期間満了日の平成35年3月31日までとする。</u></p> <p>整備期間 約3年間 運営期間 約15年間</p>	変更

頁	項目	変更前	変更後	備考
6	第2 1 (6) ア		<u>c.本施設の工事監理</u> 【追加に伴い項目番号繰下げ】	追加
6	第2 1 (6) ア g	緑地の整備	【削除に伴い項目番号繰上げ】	削除
6	第2 1 (6) ア i.	その他 <u>これら</u> を実施するうえで必要な業務等	その他 <u>本事業</u> を実施するうえで必要な業務	変更
6	第2 1 (6) イ i	上記項目中 <u>c.d.e.及び f.</u> の各業務を行うにあたっては広域組合の協力が得られるものとする。	<u>a.上記項目中 d.e.f.及び g.</u> の各業務を行うにあたっては広域組合の協力が得られるものとする。 <u>b.上記項目中 i.にはプロジェクトマネジメント業務を含む。</u>	変更
6	第2 1 (6) ア g	緑地の維持管理	【削除に伴い項目番号繰上げ】	削除
6	第2 1 (6) ア i.	その他 <u>これら</u> を実施するうえで必要な業務等	その他 <u>本事業</u> を実施するうえで必要な業務	変更
7	第2 1 (6) イ a	上記項目中 a.の処理対象物とは本実施方針第5.2.(3)に示す <u>廃棄物を意味する。</u>	<u>上記項目中 b.の有効利用又は最終処分について選定事業者が組合委託先企業を確保した場合は、組合委託先企業の業務実施状況を管理し、業務実施に伴う費用、リスクを負担すること。</u>	変更
7	第2 1 (6) イ b	…意味する。なお、 <u>当該処理場に副生成物を埋め立てる場合の料金等</u> は入札説明書等に示す。	…意味する。なお、 <u>埋め立て可能物は溶融スラグ、溶融飛灰、飛灰(セメント原料化方式の場合は不可)、金属類及び処理不適物に限るものとし、当該処理場に埋め立てる場合の料金は入札説明書に示す。</u>	変更
7	第2 1 (6) イ		<u>d.上記項目中 i.にはプロジェクトマネジメント業務を含む。</u>	追加
7	第2 1 (8)	広域組合は、民間事業者が実施する施設の整備及び運営段階における業務についてのサービス対価を運営期間に亘り民間事業者を支払う。	広域組合は、選定事業者が実施する本施設の整備及び運営段階における業務についてのサービス対価を運営期間に亘り選定事業者を支払う <u>ものとし、詳細については入札説明書に示す。</u>	変更
7	第2 1 (8)	サービス対価は、選定事業者が実施する整備段階における初期投資に相当する部分と、施設の供用開始後の運営に係る部分(施設等の点検・保守及び運転・監視等に係る固定的費用と廃棄物処分の量に係る変動的費用から構成されるものとし、それぞれ物価変動等を勘案して定められる額)から構成されるものとし、詳細については入札説明書等に示す。	<u>選定事業者が本施設において処理対象物の処理を行うことにより生じる副生成物を有償で売却した場合の収入は選定事業者の収入とする。</u>	追加
7	第2 1 (8)	民間事業者は、自らの申請に基づき、国庫補助金の交付を受ける <u>ものとする。</u>	選定事業者は、自らの申請に基づき、国庫補助金の交付を受ける <u>ことができる。</u>	変更

頁	項目	変更前	変更後	備考																																																								
7	第2 1 (9)	… P F I 法及び内閣府が示す <u>基本方針</u> の他，以下の…	… P F I 法及び内閣府が示す「 <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針</u> 」(平成12年3月13日総理府告示第11号)の他，以下の…	変更																																																								
9	第3 2 (2)	<table border="1"> <tr><td>特定事業の選定・公表</td><td>平成16年 5月</td></tr> <tr><td>入札公告及び入札説明書等の公表・交付</td><td>平成16年 5月</td></tr> <tr><td>参加表明書及び参加資格審査書類の受付</td><td>平成16年 6月</td></tr> <tr><td>参加資格審査結果の通知</td><td>平成16年 7月</td></tr> <tr><td>入札説明書等に関する質問受付</td><td>平成16年 7月</td></tr> <tr><td>入札説明書等に関する質問回答の公表</td><td>平成16年 7月</td></tr> <tr><td>事業提案書の受付</td><td>平成16年 9月</td></tr> <tr><td>落札者決定及び公表</td><td>平成16年12月</td></tr> <tr><td>基本協定締結</td><td>平成16年12月</td></tr> <tr><td>仮契約締結</td><td>平成17年 3月</td></tr> <tr><td>事業契約締結</td><td>平成17年 4月</td></tr> </table>	特定事業の選定・公表	平成16年 5月	入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成16年 5月	参加表明書及び参加資格審査書類の受付	平成16年 6月	参加資格審査結果の通知	平成16年 7月	入札説明書等に関する質問受付	平成16年 7月	入札説明書等に関する質問回答の公表	平成16年 7月	事業提案書の受付	平成16年 9月	落札者決定及び公表	平成16年12月	基本協定締結	平成16年12月	仮契約締結	平成17年 3月	事業契約締結	平成17年 4月	<table border="1"> <tr><td><u>実施方針(変更)の公表</u></td><td>平成16年 7月23日(金)</td></tr> <tr><td><u>特定事業の選定・公表</u></td><td>平成16年 7月 下旬</td></tr> <tr><td><u>入札公告及び入札説明書等の公表・交付</u></td><td>平成16年 8月 下旬</td></tr> <tr><td><u>参加意思確認書の受付期限</u></td><td>平成16年 8月</td></tr> <tr><td><u>入札説明書等に関する質問受付期限(第1回)</u></td><td>平成16年 8月</td></tr> <tr><td><u>上記質問に対する回答の公表</u></td><td>平成16年 9月</td></tr> <tr><td><u>応募者参加表明書の受付</u></td><td>平成16年 9月</td></tr> <tr><td><u>応募者番号の通知</u></td><td>平成16年10月</td></tr> <tr><td><u>第一次審査書類の受付</u></td><td>平成16年11月</td></tr> <tr><td><u>第一次審査結果の通知</u></td><td>平成16年12月</td></tr> <tr><td><u>入札説明書等に関する質問受付期限(第2回)</u></td><td>平成16年12月</td></tr> <tr><td><u>上記質問に対する回答の公表</u></td><td>平成16年12月</td></tr> <tr><td><u>第二次審査書類の受付</u></td><td>平成17年 2月</td></tr> <tr><td><u>落札者決定及び公表</u></td><td>平成17年 3月</td></tr> <tr><td><u>基本協定締結</u></td><td>平成17年 3月</td></tr> <tr><td><u>仮契約締結</u></td><td>平成17年 5月</td></tr> <tr><td><u>事業契約締結</u></td><td>平成17年 5月</td></tr> </table>	<u>実施方針(変更)の公表</u>	平成16年 7月23日(金)	<u>特定事業の選定・公表</u>	平成16年 7月 下旬	<u>入札公告及び入札説明書等の公表・交付</u>	平成16年 8月 下旬	<u>参加意思確認書の受付期限</u>	平成16年 8月	<u>入札説明書等に関する質問受付期限(第1回)</u>	平成16年 8月	<u>上記質問に対する回答の公表</u>	平成16年 9月	<u>応募者参加表明書の受付</u>	平成16年 9月	<u>応募者番号の通知</u>	平成16年10月	<u>第一次審査書類の受付</u>	平成16年11月	<u>第一次審査結果の通知</u>	平成16年12月	<u>入札説明書等に関する質問受付期限(第2回)</u>	平成16年12月	<u>上記質問に対する回答の公表</u>	平成16年12月	<u>第二次審査書類の受付</u>	平成17年 2月	<u>落札者決定及び公表</u>	平成17年 3月	<u>基本協定締結</u>	平成17年 3月	<u>仮契約締結</u>	平成17年 5月	<u>事業契約締結</u>	平成17年 5月	変更
特定事業の選定・公表	平成16年 5月																																																											
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成16年 5月																																																											
参加表明書及び参加資格審査書類の受付	平成16年 6月																																																											
参加資格審査結果の通知	平成16年 7月																																																											
入札説明書等に関する質問受付	平成16年 7月																																																											
入札説明書等に関する質問回答の公表	平成16年 7月																																																											
事業提案書の受付	平成16年 9月																																																											
落札者決定及び公表	平成16年12月																																																											
基本協定締結	平成16年12月																																																											
仮契約締結	平成17年 3月																																																											
事業契約締結	平成17年 4月																																																											
<u>実施方針(変更)の公表</u>	平成16年 7月23日(金)																																																											
<u>特定事業の選定・公表</u>	平成16年 7月 下旬																																																											
<u>入札公告及び入札説明書等の公表・交付</u>	平成16年 8月 下旬																																																											
<u>参加意思確認書の受付期限</u>	平成16年 8月																																																											
<u>入札説明書等に関する質問受付期限(第1回)</u>	平成16年 8月																																																											
<u>上記質問に対する回答の公表</u>	平成16年 9月																																																											
<u>応募者参加表明書の受付</u>	平成16年 9月																																																											
<u>応募者番号の通知</u>	平成16年10月																																																											
<u>第一次審査書類の受付</u>	平成16年11月																																																											
<u>第一次審査結果の通知</u>	平成16年12月																																																											
<u>入札説明書等に関する質問受付期限(第2回)</u>	平成16年12月																																																											
<u>上記質問に対する回答の公表</u>	平成16年12月																																																											
<u>第二次審査書類の受付</u>	平成17年 2月																																																											
<u>落札者決定及び公表</u>	平成17年 3月																																																											
<u>基本協定締結</u>	平成17年 3月																																																											
<u>仮契約締結</u>	平成17年 5月																																																											
<u>事業契約締結</u>	平成17年 5月																																																											
8	第2 2 (3)	特定事業の選定を行ったときは，その経過と評価の内容を速やかに公表する。なお，公表は公告の手続きをもって行なう。	特定事業の選定を行ったときは，その経過と評価の内容を速やかに公表する。なお，公表は公告の手続きをもって行なう。																																																									

頁	項 目	変 更 前	変 更 後	備考																								
10	第 3 2 (3)	<p><b>関心表明書及び実施方針等意見書の受付</b></p> <p><b>ア 関心表明書について</b></p> <p>本事業に参加する意思のある民間事業者は、以下ウに定める提出要領に従って関心表明書を提出すること。なお、提出事業者名については公表しない。</p> <p><b>イ 実施方針等意見書について</b></p> <p>関心表明を提出した民間事業者は、本実施方針等に対する意見書を提出することができる。なお、提出方法については、以下ウに定める提出要領に従って実施方針等に関する意見書を提出すること。</p> <p>また、意見書を提出した民間事業者に対して広域組合は個別にヒアリングを行うことがあり、日時・場所等は追って広域組合から個別に通知するものとする。</p> <p><b>ウ 関心表明書及び実施方針等意見書の提出要領</b></p> <table border="1" data-bbox="602 853 1220 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>関心表明書</th> <th>実施方針等意見書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出期限</td> <td colspan="2">平成 16 年 3 月 15 日 (月) 17 : 00</td> </tr> <tr> <td>提出要領</td> <td colspan="2">本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式 (Microsoft Word 形式) に以下要領で記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。</td> </tr> <tr> <td>送付先</td> <td colspan="2">益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所</td> </tr> <tr> <td>E-mail</td> <td colspan="2">mkseisou@iwami.or.jp</td> </tr> <tr> <td>タイトル</td> <td>「(提出事業者名) - 益田 P F I 関心表明書」</td> <td>「(提出事業者名) - 益田 P F I 意見書」</td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td>「添付資料-4 関心表明書」参照</td> <td>「添付資料-5 実施方針等に関する意見書」参照</td> </tr> <tr> <td>到達の確認</td> <td colspan="2">広域組合が提出事業者に返信することにより行う。</td> </tr> </tbody> </table>		関心表明書	実施方針等意見書	提出期限	平成 16 年 3 月 15 日 (月) 17 : 00		提出要領	本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式 (Microsoft Word 形式) に以下要領で記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。		送付先	益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所		E-mail	mkseisou@iwami.or.jp		タイトル	「(提出事業者名) - 益田 P F I 関心表明書」	「(提出事業者名) - 益田 P F I 意見書」	様式	「添付資料-4 関心表明書」参照	「添付資料-5 実施方針等に関する意見書」参照	到達の確認	広域組合が提出事業者に返信することにより行う。		【削除に伴い項目番号繰上げ】	削除
	関心表明書	実施方針等意見書																										
提出期限	平成 16 年 3 月 15 日 (月) 17 : 00																											
提出要領	本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式 (Microsoft Word 形式) に以下要領で記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。																											
送付先	益田地区広域市町村圏事務組合 清掃管理事務所																											
E-mail	mkseisou@iwami.or.jp																											
タイトル	「(提出事業者名) - 益田 P F I 関心表明書」	「(提出事業者名) - 益田 P F I 意見書」																										
様式	「添付資料-4 関心表明書」参照	「添付資料-5 実施方針等に関する意見書」参照																										
到達の確認	広域組合が提出事業者に返信することにより行う。																											

頁	項 目	変 更 前	変 更 後	備考
11	第 3 2 (3)	<p><b>参加表明書及び参加資格審査書類の受付，参加資格審査結果の通知</b>          本事業の応募者に参加表明書及び参加資格審査書類の提出を求める。参加資格審査結果は，速やかに応募者に通知する。また，参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法，時期等の詳細については，入札説明書等において示す。</p> <p><b>入札説明書等に関する質問受付及び回答公表</b>          参加資格審査通過者から，入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は，参加資格審査通過者の特殊な技術，ノウハウ等に係り，参加資格審査通過者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表する。なお，質問の提出及び回答の公表方法については，入札説明書等において示す。</p> <p><b>事業提案書の受付</b>          参加資格審査通過者に対し，入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また，事業提案書の提出方法，時期，提案に必要な書類の詳細等については，入札説明書等において示す。</p>	<p><b><u>参加意思確認書の受付</u></b>  <u>本事業に応募の意思がある企業に参加意思確認書の提出を求める。</u>  <u>応募グループを組成する予定の場合でも，参加意思確認書は個別の企業ごとに1通ずつ提出するものとする。</u></p> <p><b><u>入札説明書等に関する質問受付及び回答公表(第1回)</u></b>  <u>上記 に基づき参加意思確認書を提出した企業及び本事業に関心のある金融機関に限り</u>入札説明書等の内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は，応募者の特殊な技術，ノウハウ等に係り，第一次審査通過者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表する。          なお，質問の提出及び回答の公表方法については，入札説明書等において示す。</p> <p><b><u>参加表明書の受付</u></b>  <u>本事業の応募者に参加表明書の提出を求める。複数の民間事業者で応募グループを構成して応募する場合は，応募グループで1通を提出するものとする。広域組合は参加表明書を提出した応募者に対して，応募者番号を通知する。</u>  <u>なお，応募企業又は応募グループには参加意思確認書を提出した企業を含むこと。</u></p> <p><b><u>第一次審査書類の受付</u></b>  <u>本事業の応募者に第一次審査書類の提出を求める。第一次審査結果は，速やかに応募者に通知する。また，第一次審査書類の提出方法，時期等の詳細については，入札説明書等において示す。</u></p>	



頁	項目	変更前	変更後	備考
			<p><u>入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（第2回）</u></p> <p><u>第一次審査通過者から、入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、第一次審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれあるものを除き公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。</u></p> <p><u>第二次審査書類の受付</u></p> <p><u>第一次審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容等を記載した第二次審査書類の提出を求める。また、第二次審査書類の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。</u></p>	
11	第3 2 (4)	応募者の備えるべき参加資格要件	応募者 <u>等</u> の備えるべき参加資格要件 <u>等</u>	変更
11	第3 2 (4) ア	ア 応募者のうち施設の設計・施工及び運営にあたる民間事業者（同一業務を複数の者で実施する場合は主たる民間事業者）は構成員として、本事業の仮契約締結までに商法に定める株式会社として益田市内に設立するSPCに出資を行う。なお、SPCの株主は・・・	ア <u>構成員は</u> 、本事業の仮契約締結までに商法に定める株式会社として益田市内に設立するSPCに出資を行う。なお、 <u>構成員は</u> ・・・	変更
11	第3 2 (4) イ	イ 応募者のうち構成員である民間事業者がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、応募者以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。	イ <u>事業期間を通じて構成員が有する議決権の合計がSPCの総議決権数の2分の1を超えていること</u> 。なお、 <u>構成員以外の出資者は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと</u> 。	変更
12	第3 2 (4)	応募者の制限等 応募者の構成員及び協力企業のいずれも以下に該当しないこと。	応募者の <u>参加要件</u> 応募者の構成員及び協力企業のいずれも以下の <u>要件を満たす</u> こと。	変更

頁	項 目	変 更 前	変 更 後	備考
12	第 3 2 (4) ア	…の規定に該当する者。	…の規定に該当しないこと。	
12	第 3 2 (4) イ	次の各法律の規定による各申立てがされている者。	次の各法律の規定による各申立てがされていないこと。	
12	第 3 2 (4) ウ	益田市から指名停止の措置を受けている者。	益田市から指名停止の措置を受けていないこと。	
12	第 3 2 (4) エ	…親会社及び子会社の関係にある者。	…親会社及び子会社の関係にないこと。	
12	第 3 2 (4) オ	本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者。	本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。	
12	第 3 2 (4) カ	過去 3 年間に於いて法人税、住民税、事業税及び消費税の滞納がある者。	過去 3 年間に於いて法人税、住民税、事業税及び消費税の滞納がないこと。	
12	第 3 2 (4) キ	審査委員会の委員が所属する民間事業者である者。	審査委員会の委員が所属する民間事業者でないこと。	
12	第 3 2 (4) コ	…同社が本業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利法律事務所、又はこれらのものと親会社及び子会社の関係にある者。	…同社が本業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利法律事務所並びに株式会社日本プロジェクトファイナンス、又はこれらのものと商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 に規定する親会社及び子会社の関係にある者。	変更
13	第 3 2 (4)	応募者の構成員等の参加資格等要件	応募者の資格要件	変更
13	第 3 2 (4)	応募者のうち施設の設計・施工、工事監理及び運営の各業務にあたる者は…	本事業における業務のうち建築物等の設計・施工及び機械設備の設計・施工の各業務にあたる者…	変更
13	第 3 2 (4) ア	ア 施設のうち土木・建築工事対象物の設計にあたる者は…	ア 建築物等の設計にあたる者は…	変更
13	第 3 2 (4) イ	イ 施設のうち土木・建築工事の工事監理にあたる者は次の要件を満たすこと。 a. 上記アに同じ b. 施設のうち土木・建築工事対象物の施工にあたる者又はこれらの者と商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 に規定する親会社・子会社又はこれと同等の関係にないこと。	【削除に伴い項目番号繰上げ】	削除

頁	項目	変更前	変更後	備考												
13	第3 2 (4) ウ	<p>ウ 施設のうち土木・建築工事対象物の施工にあたる者は次の要件を満たすこと。</p> <p>a. …許可を受けていること。なお、グループで応募する場合は、<u>工事を担当する構成員及び協力事業者が上記の許可を受けていること。</u></p> <p>b. 益田市の入札参加資格者名簿に登録があること。</p>	<p>イ 建築物等の施工にあたる者は次の要件を満たすこと。</p> <p>a. …許可を受けていること。</p> <p>b. 益田市の入札参加資格者名簿（<u>建築工事業</u>）に登録があること。</p>	変更												
13	第3 2 (4) エ a	<p>ウ 施設のうち機械設備工事対象物(プラント)の設計・施工にあたる者は以下の要件を満たすこと。</p> <p>a. <u>次のいずれかの処理方式によること。但し採用する処理方式については入札公告の前日までに一般廃棄物処理施設の受注実績があること。また、その実機施設が環境法要件等を満足していることを証明できること。</u></p> <p>・シャフト炉式ガス化溶融方式</p> <p>・流動床式ガス化溶融方式</p> <p>・ストーカ+灰溶融方式</p>	<p>ウ 機械設備の設計・施工にあたる者は以下の要件を満たすこと。</p> <p>a. <u>採用する処理方式に応じて、以下の必要実績欄に記載された処理方式による受注実績を満たすこと。なお、受注実績は入札公告の前日までの一般廃棄物処理施設の受注実績とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用する処理方式</th> <th>必要実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャフト炉式ガス化溶融方式</td> <td>シャフト炉式ガス化溶融方式</td> </tr> <tr> <td>流動床式ガス化溶融方式</td> <td>流動床式ガス化溶融方式</td> </tr> <tr> <td>ストーカ+灰溶融方式</td> <td>ストーカ+灰溶融方式</td> </tr> <tr> <td>流動床式炭化炉方式</td> <td>流動床式炭化炉方式 及び 流動床式ガス化溶融方式</td> </tr> <tr> <td>ストーカ+セメント原料化方式</td> <td>ストーカ+灰溶融方式</td> </tr> </tbody> </table>	採用する処理方式	必要実績	シャフト炉式ガス化溶融方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	ストーカ+灰溶融方式	ストーカ+灰溶融方式	流動床式炭化炉方式	流動床式炭化炉方式 及び 流動床式ガス化溶融方式	ストーカ+セメント原料化方式	ストーカ+灰溶融方式	変更
採用する処理方式	必要実績															
シャフト炉式ガス化溶融方式	シャフト炉式ガス化溶融方式															
流動床式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式															
ストーカ+灰溶融方式	ストーカ+灰溶融方式															
流動床式炭化炉方式	流動床式炭化炉方式 及び 流動床式ガス化溶融方式															
ストーカ+セメント原料化方式	ストーカ+灰溶融方式															
13	第3 2 (4) エ b															
13	第3 2 (4) オ	<p>オ <u>運営段階における業務にあたる者は次の要件を満たすこと。</u></p> <p><u>採用する処理方式による実機で1年以上の運転実績を有していること。</u></p> <p><u>なお、地方公共団体からの運営業務委託も運転管理実績に含む。</u></p>		削除												

頁	項目	変更前	変更後	備考
14	第3 2 (4)		<p><u>組合委託先企業の要件等</u></p> <p><u>ア 本実施方針第3.2.(4) 「応募者の参加要件」に定める各要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 複数の応募者が同一の企業を組合委託先企業として確保することは可能とする。</u></p>	追加
14	第3 2 (4)	<p><u>参加資格の喪失</u></p> <p>応募者の構成員及び協力事業者が、事業契約締結までの期間に上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。</p>	<p><u>参加要件の喪失</u></p> <p>応募者の構成員及び協力事業者が、事業契約締結までの期間に第3.2(4) 「<u>応募者の参加要件</u>」を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。</p>	変更
14	第3 2 (5)	<p><u>審査の手順及び方法</u></p>	<p><u>審査の手順及び方法</u></p> <p><u>本事業の応募者を審査するにあたっては、主に応募者の負担軽減の観点から以下に示す「第一次審査」及び「第二次審査」の2段階で実施することを想定している。</u></p>	追加
14	第3 2 (5) ア	<p><u>ア 参加資格審査</u></p> <p>参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果は応募者に通知する。</p>	<p><u>ア 第一次審査</u></p> <p><u>第一次審査は、「資格審査」、「提案価格確認」、「内容審査」及び「総合評価値の算出」から構成される。第一次審査結果は応募者に通知する。</u></p>	変更
14	第3 2 (5) イ	<p><u>イ 事業提案審査</u></p> <p><u>事業提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査委員会において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。</u></p> <p><u>事業提案審査の審査事項は入札説明書等に示す。</u></p>	<p><u>イ 第二次審査</u></p> <p><u>第二次審査は、「入札価格審査」、「基礎審査」、「内容審査」及び「総合評価値の算出」から構成される。審査委員会においてあらかじめ設定した審査事項に従って、事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。第二次審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに公表する。詳細は入札説明書等において示す。</u></p>	変更

頁	項目	変更前	変更後	備考
14	第3 2 (5) ウ	<b>ウ審査結果</b> 審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに公表する。		削除
15	第4 1	…広域組合、 <u>民間事業者間において、相互が協力して事業に係る総リスクを低減し、適切なリスク分担を実現することにより</u> …	…広域組合、 <u>選定事業者間において、適切なリスク分担を実現し、相互が協力して本事業に係る総リスクを低減することにより</u> …	変更
16	第4 3 (3)	ア 仮契約締結 平成17年3月(予定) イ 事業契約締結 平成17年4月(予定)	仮契約締結 平成17年5月(予定) 事業契約締結 平成17年5月(予定)	変更
16	第4 3 (6)	(6)契約保証金 契約保証金の詳細については入札説明書に定める。	(6)契約保証金等 契約保証金等の詳細については入札説明書に定める。	変更
17	第5 2 (1)	(1)処理方式 シャフト炉式ガス化溶融方式 流動床式ガス化溶融方式 ストーカ+セメント原料化方式	(1)処理方式 シャフト炉式ガス化溶融方式 流動床式ガス化溶融方式 ストーカ+セメント原料化方式 <u>流動床式炭化炉方式</u> <u>ストーカ+セメント原料化方式</u>	変更